# 北広島市庁舎市民ギャラリー利用ガイド

このガイドは、市庁舎5階フロアの一部を市民ギャラリーとして、市民の皆様に開放することにより、市庁舎の活用と市民の皆様の交流の促進を図ることを目的として定めるものです。

## 1 利用対象

次のいずれかに該当する個人又は団体が行うもので、絵画、写真、書、工芸品その他これらに類する作品の展示の場としてご利用いただくことができます。

- (1) 市民又は市内の団体
- (2) 国、道又は市

# 2 利用日及び利用時間

展示は、終日可能です。ただし、展示準備及びお客様にご覧いただける時間帯は、 原則、開庁日(土日祝日及び年末年始を除く平日)の開庁時間(8:45~17:15)内となります。

## 3 利用期間

搬入出、設営撤収を含め、連続する8日間までとなります。なお、国、道又は市が 主催又は共催するものについては、この限りではありません。

## 4 利用料金

料金は、無料です。

## 5 利用申請等

利用する日の6か月前の日の属する月の初日から利用する日の2週間前までに利用申請書を提出してください。受付時間は、開庁日(土日祝日及び年末年始を除く平日)の開庁時間(8:45~17:15)内、受付窓口は、総務部総務課(庁舎3階)となります。なお、申請内容が適当であると認められた場合は、利用決定書を交付いたします。

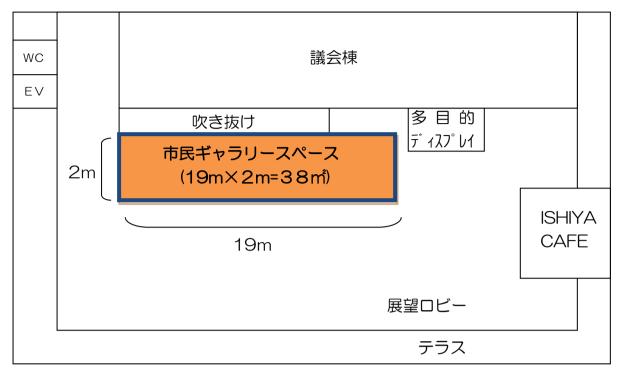
## 6 利用の制限

利用に当たり、次の事項は禁止します。禁止事項に該当するとき又はそのおそれがあるときは、利用できません。また、利用決定をした後に、当該行為を行った場合は、利用を取り消します。

- (1) 政治及び宗教活動を目的とするもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) その他北広島市庁舎管理規則に掲げる行為等別に定める事項

なお、庁舎の管理運営上支障のおそれがあるときは、利用を制限する場合があります。

## 7 展示することができる場所・展示ルール



- (1) 展示できる場所は、図の市民ギャラリースペース内となります。
- (2) 展示物は、展示ギャラリー用パネル又はテーブルを使用して展示いただきます。使用可能なパネル枚数は最大15枚、テーブル本数は最大10本です。

(パネル:縦180cm×横96cm、テーブル:幅180cm×奥行45cm)

- (3) 展示物は、庁舎内の壁及び天井に取り付けることはできません。
- (4) 鳴り物などの展示物は、市役所業務や他のお客様のご迷惑となりますので、 お断りさせていただいております。
- (5) 5階フロアは、多くの市民の皆様にご利用いただく場所(議会棟、展望ロビー、カフェ等)となります。展示に当たっては、お客様の動線を確保した上での展示となります。
- (6) 展示の名称、内容、利用者等について、来庁者等への周知のため、公表する ことがあります。
- (7) 展示物の管理は、利用者の責任において行ってください。展示物の破損及び 盗難等について、市は、一切の責任を負わないものとします。
- (8) 展示に当たり、利用者の故意又は過失により施設、設備、備品等を損傷又は滅失したときは、その損害について賠償の責任を負っていただきます。
- (9) 展示終了後は、市民ギャラリースペースを原状回復してください。また、利用に伴って発生したごみ等は、利用者が持ち帰ってください。
- (10) その他展示については、職員の指示に従ってください。

#### 〔問合せ先〕

総務部 総務課 011-372-3311 内線3316

	禁止事項		市民ギャラリー 禁止行為の具体例	根拠法令等
1	政治及び宗教活動を目的とするもの。	例外なく禁止	政策の普及宣伝、布教目的の展示 など	市民ギャラリー利用ガイド 6 利用の制限
2	営利を目的とするもの。	例外なく禁止	企業の販促目的の展示 など	市民ギャラリー利用ガイド 6 利用の制限
3	物品を販売し、寄附金等を募集し、又はその 他これらに類する行為をすること。	例外なく禁止	障がい児が描いた絵画を展示し、募金箱を 設置して寄附を募る など	市庁舎管理規則第12条第1項(1)
4	文書、図画その他印刷物を配布し、又は散布すること。	原則禁止 (但し、展示物に関連のあるチラシ等を展示スペースに設置するのは可。)	展示物に関連のない文書の設置 など	市庁舎管理規則第12条第1項(2)
5	貼紙、立看板、懸垂幕、標旗、のぼり、アドバルーン等を掲示し、又は掲揚すること。	原則禁止 (但し、展示物に関連のあるも ので、掲示板等の備品への貼 紙は可。それ以外の貼紙は禁 止。)	ギャラリースペース内の柱への貼紙、展示物に関連のない立看板・のぼりの設置 など	市庁舎管理規則第12条第1項(3)
6	電熱器、ガスその他これらに類する火気を使 用すること。	例外なく禁止	火器を用いた芸術作品の展示 など	市庁舎管理規則第12条第1項(4)
7	宣伝、勧誘、演劇、集会等をすること。	例外なく禁止	絵画クラブの会員勧誘のチラシの設置 など	市庁舎管理規則第12条第1項(5)
8	作業又は工事をすること。	原則禁止 (但し、展示物に関連のある作業(設置撤収)は可。工事は例 外なく禁止。)	床、天井等の穴あけ工事 など	市庁舎管理規則第12条第1項(6)
9	危険物を持ち込むこと。	例外なく禁止	   可燃性スプレー、劇薬の持ち込み など	市庁舎管理規則第12条第1項(7)
10	天幕、小屋掛けその他工作物を設けること。	例外なく禁止	ギャラリースペースの天井に作品を吊り下 げる など	市庁舎管理規則第12条第1項(8)
11	みだりに庁舎内に入ること。	例外なく禁止	展示の設置等に関係のない時間帯の庁舎 内(5階)への侵入	市庁舎管理規則第15条(1)
12	通行の妨害となる行為をすること。	例外なく禁止		市庁舎管理規則第15条(2)、市民ギャラリー利用 ガイド 7 展示ルール(5)
13	示威又は喧噪にわたる行為をすること。	例外なく禁止	鳴り物や音響を伴う展示 など	市庁舎管理規則第15条(3)、市民ギャラリー利用 ガイド 7 展示ルール(4)

# その他北広島市庁舎管理規則に掲げる行為等別に定める事項

	禁止事項		市民ギャラリー 禁止行為の具体例	根拠法令等
	庁舎、器物等を汚損し、又は破損すること。	例外なく禁止	展示物の絵の具等で床、柱を汚損する など	市庁舎管理規則第15条(4)
	面会を強要し、又は庁舎等において居座ること。	例外なく禁止	展示期間外の展示物の放置 など	市庁舎管理規則第15条(5)
16	所定の場所以外において火気を使用し、又は 喫煙すること。	例外なく禁止	ギャラリースペースでの喫煙 など	市庁舎管理規則第15条(6)
17	所定の場所以外において自転車又は車両(自動車及び原動機付自転車をいう。)を置くこと。	例外なく禁止	搬入出の際、駐車場以外の場所への車両 の駐車 など	市庁舎管理規則第15条(7)
18	よつは1丁爲を9 ること。	例外なく禁止	激臭を伴った作品、閲覧者の不安を煽るような作品の展示 など	市庁舎管理規則第15条(8)
19	公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあ るもの。	例外なく禁止	差別的表現、誹謗中傷を伴う作品の展示など	
20	その他庁舎の管理運営上支障があるもの。	例外なく禁止	防火シャッターの開閉に支障が出る展示 など	

<sup>※</sup>許可をした後に、当該禁止事項に該当した場合は、利用の取消し